租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第31号

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則（昭和49年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） **第１条**　この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の４第３項第５号イ、第６号及び第７号イ、第31条の２第２項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の３第４項第14号ハ及び第15号ニ、第63条第３項第５号イ、第６号及び第７号イ並びに第68条の69第３項第５号イ、第６号及び第７号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第４号、第20条の２第13項、第25条の４第２項及び第16項、第38条の４第22項、第38条の５第９項及び第10項第４号並びに第39条の98第９項及び第10項第２号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。 （認定申請等の手続） **第２条**　（略） ２～４　（略） ５　令第25条の４第16項の規定に基づく認定（以下「地区外転出事情の認定」という。）を受けようとする者は、様式第３号の３による地区外転出事情認定申請書に、次の各号に掲げる者の場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ６・７　（略）	（趣旨） **第１条**　この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の４第３項第５号イ、第６号及び第７号イ、第31条の２第２項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の３第４項第14号ハ及び第15号ニ、第63条第３項第５号イ、第６号及び第７号イ並びに第68条の69第３項第５号イ、第６号及び第７号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第４号、第20条の２第13項、第25条の４第２項及び第17項、第38条の４第22項、第38条の５第９項及び第10項第４号並びに第39条の98第９項及び第10項第２号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。 （認定申請等の手続） **第２条**　（略） ２～４　（略） ５　令第25条の４第17項の規定に基づく認定（以下「地区外転出事情の認定」という。）を受けようとする者は、様式第３号の３による地区外転出事情認定申請書に、次の各号に掲げる者の場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ６・７　（略）

別表第１　（略）			
図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
（略）			
７　優良な宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の３第８項第２号ロ及び第21条の19第９項第２号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類			
（略）			

別表第１　（略）			
図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
（略）			
７　優良な宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の３第10項第２号ロ及び第21条の19第11項第２号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類			
（略）			

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第３号及び様式第３号の２備考中「認定整備事業計画（同法第67条に規定する認定整備事業計画をいう。）」を「認定誘導事業計画（同法第99条に規定する認定誘導事業計画をいう。）」に改め、「地区計画（都市計画法第12条の４第１項第１号に規定する地区計画をいい、同法第12条の５第３項に規定する再開発等促進区内の同法第８条第１項第１号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、」を削り、「同法第12条の４第１項第２号」を「都市計画法第12条の４第１項第２号」に改める。

様式第３号の３及び様式第６号の３中「第25条の４第16項」を「第25条の４第17項」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。